

文 教 産 業 常 任 委 員 会 記 録

1. 開催日時 平成 31 年 3 月 7 日（木） 午後 2 時 50 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 南野委員長・有田副委員長・大草委員・林委員・先野委員・
重廣委員・重村委員・中平委員・早川委員
4. 委員外出席議員 武田議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 永田局長・山下主査
8. 協議事項
3 月定例会本会議（2 月 28 日）から付託された事件（議案 3 件）
9. 傍聴者 なし
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午後 2 時 50 分 閉会 午後 4 時 00 分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

平成 31 年 3 月 7 日

文教産業常任委員長 南 野 信 郎

記 録 調 製 者 岡 田 年 生

南野委員長 本日の出席委員については委員 9 人全員であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、文教産業常任委員会を開会します。最初に委員並びに執行部の皆様に申しあげます。委員会において発言しようとする場合は挙手をして、委員長と呼び委員長の許可を得てから発言していただく様をお願いします。また委員におかれましては本委員会の表決の際に挙手をされない方は反対として取り扱いますので、ご了解願います。それではこれより、本会議で本委員会に付託されました議案 10 件について、審査を行います。それでは、初めに、議案第 10 号「平成 31 年度長門市湯本温泉事業特別会計予算」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光永経済観光部長 それでは、議案第 10 号「長門市湯本温泉事業特別会計予算」について、平成 31 年度の歳入歳出予算の総額を 1,789 万 7 千円とするもので、対前年で比較しますと 1 億 4,153 万円の大幅な減となっております。この要因といたしましては、配湯施設整備工事がひと段落ついたこと、また、市営公衆浴場の廃止に伴い 31 年度から公衆浴場に係る経費が無くなったことによるものです。以上で、補足説明を終わります。

南野委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

中平委員 たった今、光永部長がお社られた、予算説明書 373 ページ 010 配湯施設・設備等整備事業の配湯施設整備工事とは何かをお尋ねいたします。

小林観光課長補佐 配湯施設整備工事ですけれども、公衆浴場礼湯解体後、市道の拡幅工事に伴いまして配湯管と水道管移設する工事でございます。

重村委員 湯本温泉特別会計の歳入について第 1 款、第 1 項、1 目の利用料の所でお尋ねしますが、滞納繰越分というのが 60 万円ほど歳入に計上されておりますけれども、昨年の予算を見ると 70 数万円あってですね、行政の方針と相手は現年分をとにかく滞納させないと、そして滞納繰越、過年度分については分納誓約等結んで徐々に徐々に払っていただくということで、間違いなくこの少なくなってきたらんだろうなあと推測されますけど、60 万円ぐらいであれば例えば、今年度中にどうにかできるものでもないのかなあと思いはあるんですけど、そこらあたり分納誓約から言って、この金額というのが今年度中に無理なのかそれとも、何年程度かかる予定なのか、ここらあたりをお尋ねしたいと思います。

小林観光課長補佐 この滞納繰越分につきましては収納率が見込める金額となっております。実際の滞納金額につきましては 30 年度で 200 万円ちょっとあったんですが、これ 2 者ほどございまして 1 者は今年度で完納する予定、見込み

となっております。で、もう 1 者、分納誓約をとっておりまして、毎月 5 万程度ほど納入していただくということでの分納誓約になっておりますので、5 万かける 12 ヶ月ということなかで、60 万ということでの計上をさせていただいているところでございます。で、この 60 万で完納することはないので、もう 1 年 2 年ほどかかる予定かなというふうに考えているところでございます。

重村委員 特別会計全体について、これは以前、林議員が 2 年ほど前に、この湯本温泉特別会計の立ち位置といいますか、いうのは質疑でされたと思うんです。というのが、今回の予算から見ると結局、利用料って言いますか、今度配湯の関係の事業しか、入浴料というのが無くなりますから配湯事業に特化した会計と主はですね、ということになってきょうかなと平成 31 年度からですね、そこらあたりを見ると、まあ会計規模の縮小、事業さえ終われば特別会計の総額規模も少なくなってまいります。その時、林議員が質疑したのがこの湯本温泉特別会計自体の今後のあり方と特別会計が必要なのかというような質疑もされたかと思うんですけれど、ここらあたり行政サイドの見解をちょっとお尋ねしたいと思います。

光永経済観光部長 今のお尋ねの件でございます。林委員さんがご質問された時点でこちらの方も会計の今回の湯本まちづくり事業の開発に伴ってこの湯本温泉の特別会計のあり方についても検討いたしました。で、先程の重村委員がご案内されたとおり、配湯事業が残っている部分がございますこれが限り特別会計についてはそのまま残るということで、県の方とも確認しております。ただしこの配湯事業につきまして例えば、全面的なアウトソーシングとか指定管理、これに出したら場合は特別会計の廃止も視野に入れられるんじゃないかと思っておりますが、現時点の状況といたしましてはそのままこの配湯事業が残っているということで特別会計は存続させるという考え方でございます。

重村委員 もうひとつ先にちょっと聞きます。今後出ましたとおり、配湯事業自体も指定管理者制度等導入すればですね、この特別会計っていうのは、無くすのが良いとか云々じゃなくてね、これからの行革の中にも記されていることだと思っておりますけれども、ここらあたりの検討というのは今後、今の段階ではしていないけど、今後検討の材料に入ってくるのか、こないのか、これをちょっとお尋ねして終わりにします。

光永経済観光部長 今のこの配湯事業に限らず、他の公衆浴場等もございます。アウトソーシングについては市の一つの方針でもございますので、内容を検証しながら今どういうやり方が良いのかということで、取り組んでいる状況でございます。

南野委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。

ご意見はありませんか。

林 委員 それでは、ただいま議題となっております議案第 10 号「平成 31 年度長門市湯本温泉事業特別会計予算」について反対の立場で討論を行います。提案された「平成 31 年度長門市湯本温泉事業特別会計予算」は歳入歳出それぞれ 1,789 万 7 千円となっており、歳出予算には配湯施設・設備等整備事業費 600 万円などが計上されております。予算計上されたこれらの個々の費目の事務事業の内容に異論を唱えるものではありませんが、問題は、需用費や役務費など、10 月からの消費税 10%の増税を見越した予算になっていることであります。みなさんご承知のように、国の新年度予算案が、与党などの賛成多数で衆議院を通過し、予算案の審議は参議院に移されております。この政府予算案の最大の問題は、消費税 10%増税を前提としていることであります。安倍政権は平成 27 年 10 月に税率を 10%に引き上げることを消費増税関連法に明記しておりましたが、8%への増税時に駆け込み需要の反動で消費が落ち込んだことを踏まえ、引き上げを平成 29 年 4 月に延期することを平成 26 年 11 月に表明しております。さらに、平成 28 年 6 月には、世界経済が危機に陥るリスクを回避するため、平成 29 年 4 月に予定されていた消費税の引き上げを平成 31 年 10 月に再び延期しております。それぞれの時点で消費税率の引き上げは法律上、すでに「確定」していたものでありますが、いま申し上げたように、税率の引き上げが行われる施行日の数カ月前までは増税延期の決定が政治的には可能であり、その意味では平成 31 年 10 月からの消費税 10%への増税は確定ではないということになります。このことは、消費税の再延期が表明された際の経過からも明らかであります。平成 28 年 4 月 18 日に開催された衆議院 TPP 特別委員会で消費税率の引き上げについて問われた安倍総理は、「消費税につきましては、今までも申し上げているように、リーマン・ショック級あるいは大震災級の事態にならない限り消費税は予定どおり引き上げていく、この基本的な考え方に変わりはないわけであります」との答弁を行っておりますが、それから 1 か月半後の 6 月 1 日には延期の表明がなされております。現在の政治情勢は、消費税に賛成という人も含め、「こんな経済情勢で増税を強行していいのか」という危惧、批判が広がっております。平成 26 年 4 月に 8 %への消費税増税を契機にした深刻な消費不況、昨年 12 月に発表された 7 月から 9 月期の GDP の大幅な落ち込み、「米中貿易戦争」をはじめ世界経済を覆う暗雲など、日本経済は深刻な危機に直面し、こうしたもとで、「増税は必要」という立場の学者や経済人からも「いま増税を強行すれば日本経済を破壊する」との警告の声が次々に上がっております。本年 1 月 29 日に公表された月例経済報告では「景気は、緩やかに回復している」として、平成 24 年 12 月から始まった「景気回復」が、「戦後最長になったとみられる」との判断を示しておりますが、国民・市民の実感は「回復」どころか、

所得も消費も伸び悩み、貧困と格差が拡大し、景気は悪化しております。そもそも、不正・偽装が相次ぐ政府の経済統計を使って、「景気回復」と言っても説得力がないのであります。以上、述べてきたように、政治的・経済的な理由から、消費税の増税を前提にした「平成31年度長門市湯本温泉事業特別会計予算」は認めることはできません。そのことを申し上げまして、意見とします。

南野委員長 ほかにご意見はありませんか。（なしと呼ぶ者あり）ほかにご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第10号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第10号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第15号「長門市森林環境整備基金条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光永経済観光部長 それでは、議案第15号「長門市森林環境整備基金条例」について、補足説明をさせていただきます。本議案は、平成31年度から譲与されることとなりました森林環境譲与税を財源として基金を造成することから、基金条例を定めるもので、森林環境譲与税の概要説明につきましては、別添の議案参考資料の1ページから2ページにかけて記載させて頂いております。条例に戻りまして、第1条で規定しておりますとおり、「長門市内の森林に係る間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の普及啓発等の森林整備及びその促進を図る」ことを基金設置の目的としております。第2条においては、「基金として積み立てる額は、森林環境譲与税の額の範囲内」としてしておりますとおり、この基金の財源として森林環境譲与税を活用することを明記しております。なお、第6条で規定しておりますとおり、この基金は目的達成のために処分することができますので、果実運用型の基金ではなく、取崩型の特定目的基金としているところでございます。以上で、議案として提出しております本条例の補足説明を終わります。

南野委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

先野委員 いま部長の説明があつたんですけど、はっきり理解がしがたいので簡単に説明していただけますか。

光井農林課長 簡単にということは非常に難しいですけど、まずやっぱり森林環境税、これについて少しお話させていただきます。やはり森林を整備することにつきましては、まずは地球温暖化防止、それから国土の保全、水源のかん養、それから快適な生活環境の創出ということに繋がります。その効果は広く国民一人一人が恩恵を受けるものであります。ということは皆さんご案内のとおりかと思えます。これにより森林整備を進めるに当たっては森林所有者の経営意欲の低下、それから所有者の不明の森林の増加というもの、それ

から境界未確定の森林の存在や担い手不足と大きな課題でございます。こうした課題を解決していくためには、平成 31 年度税制改正におきまして、市町村が実施する森林整備等に必要な財源にあてるため、この森林環境税と森林環境譲与税というものが創設されたということでございます。森林環境税につきましては平成 36 年度から国民一人当たり 1,000 円が住民税と併せて徴収されまして都道府県を經由して国の譲与税特別会計に納入される形になります。また森林環境譲与税につきましては先程説明しました環境税を原資として都道府県市町村に交付されるものでございます。国は森林の持つ諸課題にできるだけ早期に対応する必要があることから平成 31 年 4 月から施行されます森林経営管理法による森林経営管理制度の運営等の財源に充てるために譲与税特別会計からの借り入れにより前倒して交付されることになっておるところでございます。森林環境譲与税につきましては法令上、使途が定められているとなっており他の譲与税とは区別して管理する必要があるため当該基金を設置し適正に管理することとしておるところでございます。なお平成 31 年度に交付されます森林環境譲与税につきましては現在県の試算によりますと 1,690 万円というふうになっておるところでございます。

重村委員 いま課長の方から、答弁を頂きましたけど予算書から見ると、この原資となる森林環境譲与税は 1,690 万円と今回ですね、第 13 款の諸支出金のところを見ると積み立てる金額は 264 万 6 千円ということで、先程説明がありましたけれど、1,690 万円の環境譲与税が入ってきて、その範囲内とあるんでしょうけれど 264 万 6 千円の基金を積み立てると、この基金費のですね決定、264 万 6 千円に決めたという根拠、これについて教えていただきたいと思います。

角谷林務係長 今、重村委員の方からのご質問ですが、1,690 万ほど平成 31 年度、国の方から入ってくるというふうに考えておりまして、その内 264 万 6 千円ほど基金に積み立てる形で基金に積み立てると予算に計上するとさせて頂いております。で、1,690 万から 264 万 6 千円を差し引いた 1,425 万 4 千円、その金額になるんですが、それにつきましては先程、予算委員会の方でも説明させていただきました、林業成長産業化の地域創出モデル事業、それと、新法人の設立の推進事業、そういったものに活用させていただくというふうにしております。

早川委員 この市町村及び都道府県、まあ市町村なんですけれど譲与税の使途等を公表しなければならないとあるんですけれども、どのような形で公表される。

角谷林務係長 国からはですね、まだ正式に確定的なものは示されているわけではございませんが、いま県の方から得ている情報によりますとホームページですね、長門市のホームページそういったもので、公開するというふうなこと

を考えられております。

大草委員 この森林環境税ですけれど、これは平成 17 年に県の森林づくり県民税というのをやっていますけれど、これとの関係ってというのは二重課税になるんじゃないかというような話もありますけれど、これについてはどうでしょうか。

光井農林課長 まず、国の森林環境税、これにつきましてはですね森林現場における森林所有者の特定困難や、先程言いましたように境界の不明等といった、長年にわたって積み重ねてきた根本的な課題の対策を講じるために、森林現場に近く所有者の最も身近な存在である市町村が主体となって実施する間伐等の森林整備等に必要な財源に充てるというものであり、基本的に市町村の財源だということで、委員のいま、おっしゃいました山口森林県民税、これにつきましてはですね、いま全国に 37 府県で導入されて同じような形で導入されておる超過課税でございます。これは各府県の判断により府県の財源として、森林整備以外にも幅広く活用されるとともに森林整備については府県が主体となって実施する事業を中心に活用されてきたというところです。従いまして国の森林環境税は市町村です、それから今の県民税につきましてはですね県が主体で用途をするということで、今後ですねこの差異につきまして今後この森林環境税を充てることになる市町村が主体となって実施する内容を明確にすることを前提として具体的な事業内容、それから事業主体、事業規模等を踏まえながら整理していくことは必要かというふうに考えられておられます。

大草委員 そういうことは国でもそういうふうにと環境税としてやると、そして県としてもそういうふうな森林環境税としてあるという、2 つあるわけですね。ということですね。

南野委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。

南野委員長 ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 15 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) 挙手全員です。よって、議案第 15 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。続きまして、議案第 17 号「長門市長門湯本温泉駐車場条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光永経済観光部長 それでは、議案第 17 号「長門市長門湯本温泉駐車場条例」について、補足説明をさせていただきます。現在、本市では有料駐車場の条例として「長門市営駐車場条例」と「長門市公設自動車置場条例」、また、有料駐車場を含んだ施設条例として「長門市伊上海浜公園オートキャンプ場条例」と「長門市津黄龍宮の潮吹交流施設条例」があります。これらに規定されている駐車場は、それぞれの運営、運用形態に基づき、個別に条例を設置しており、

この度、市が長門湯本温泉に整備する有料駐車場につきましても、「長門市長門湯本温泉駐車場条例」として設置するものでございます。本議案の第 1 条には「設置」の目的、第 2 条には「名称及びその位置」、第 3 条には「施設の構成」を記載しておりますが、別添の議案参考資料の 5 ページに施設の概要をお示しするとともに、6 ページに施設の平面図をお付けしておりますので、各施設の位置等をご確認いただければと思います。なお、施設の概要のうち、自動車駐車場の駐車可能台数を 95 台としておりますが、このうち、2 台分を身体障害者優先駐車場としております。次に、第 4 条及び第 5 条には施設の供用に関する事項を記載しておりますが、附則のあとの別表第 1 に記載しておりますとおり、各施設の供用日及び供用時間を 365 日、24 時間としているところです。続いて、第 6 条から第 10 条までは施設の使用等に関する事項を記載しており、このうち、第 7 条には「使用料」として、附則のあとの別表第 2 に具体的に記載しております。この使用料となる基準額の設定について、まず、自動車の駐車使用料を 1 時間 200 円としておりますのは、大手駐車場業者 2 社から駐車料金について意見を聞かせていただき、それを参考にするなどにより設定したものです。また、定期駐車使用料を 1 カ月 6,000 円としておりますのは、周辺の民間定期駐車場と競合しないよう、また、幹線道路脇等の駐車場環境を考慮して設定したものでございます。次に、バス駐車使用料を 1 時間 1,000 円としておりますのは、占用面積等を考慮して設定したもので、「利用区分」をあえて空欄としておりますのは、1 時間 1,000 円を支払えば、バスに限らず、キャンピングカーや一般車両も駐車可能としているからでございます。なお、バスは駐車場出入り口の自動ゲートを通しませんので、運用面において、予約制とするなどの工夫が必要であると考えております。続いて、バイク駐車使用料、自転車を含みますが、これを無料としておりますのは、自動車駐車場出入り口の自動ゲートが自動車専用となっており、バイクは入場できないこと、また、この駐車場は管理人等が常駐しないことから、さきほどの施設の平面図でご確認いただけたらと思いますが、駐車場敷地の一部を開放するかたちで、無料としているところでございます。条文に戻っていただいて、第 11 条から第 15 条までは禁止事項や損害賠償などに関する事項を記載しております。次に、第 16 条から第 20 条までは施設の管理を指定管理にした場合の取り決め等について記載しております。このうち、第 18 条第 2 項に記載しておりますとおり、指定管理者において徴収する「利用料金は、別表第 2 に掲げる基準額に 10 分の 15 を乗じて得た額の範囲内において、市長の承認を得て定める額とする。」としており、様々なシチュエーションに対応し、柔軟かつ臨機応変に料金設定することができるよう定めたところでございます。続いて、第 21 条には「規則への委任」について記載しております。最後に、本条例の議決がいただけたら、条例を交付いたします

が、施行については、駐車場整備が完了した後となることから、附則 1 の「施行期日」を規則で定める日としているものでございます。なお、本条例に記載しておりますとおり、施設の管理については、指定管理を予定しておりますが、本条例が施行される駐車場整備の完了後から指定管理の手続きに入ると指定管理者を選定するのに当分の期間を要し、駐車場完成後すぐに指定管理者による運営ができないことから、附則 2 に「準備行為」として、条例の施行前でも指定管理の手続きができるように規定させていただいております。以上で、議案として提出しております本条例の補足説明を終わります。

南野委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

林委員 さっきの予算委員会で、そうなんだけれども補足説明が長いから、ペーパーベースで頂けないか、この経済観光部のみならず、ずっと言っていたはずなんです。ちょっとそのあたりしっかりやってください。結構早口だし、書けないですよ、補足説明だったら先にペーパーベースで流していただかないと数字とか、ちょっといってきます。これは光永経済観光部長だけじゃないですよ。今までも何回も言っていますから私は、この委員会の中でも。ということ。それは良いです。それで、ですね今縷々、この長門湯本温泉駐車場条例についてご説明がありました。それを踏まえて聞き漏らしたことがあったらそれはちょっと勘弁して下さいよ。条例の第 1 条にはさっきおっしゃったように目的ですね、長門湯本温泉街を訪れるものの利便に供するとともに観光事業の振興に資する目的をもって長門湯本温泉駐車場を設置するというふうにあります。そこでね使用料の減免を定めた第 8 条には市長は公益上特に必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。こういうふうに謳われておりますけれども、いいですか、公益上特に必要があると認める時とは具体的にはどういう場合を言うのかまたですね、その他特別の理由があると認めるとは具体的にはどういう状況を指しているのかお尋ねいたします。

藤永観光課長 この駐車場につきましては基本的に有料で運営をしたいと考えております。市長が定める特例な場合と申しますのは緊急車両とかそういったものを想定しておりまして、例えば行政の視察とかそういった場合にも有料で利用していただくことを、現在は前提に考えているところでございます。ですから減免については、緊急車両を想定しております。

林 委員 その緊急車両って、そういうのがあれば公益上特に必要があると認めるときという範疇でよろしいですか。それはどちらなんですか、特別な理由の方に入るのですか、それとも公益上特に必要とどちらなんですか。概念としては、その緊急車両とは、その特別、公益上特に必要があるまた特別な理由が

あるこの違いは何ですか。この概念の違いとはその 2 つにかかれれば減免または免除ができるわけでしょ、その事実行為を聞いているわけです。どういった場合を想定されているのか。

藤永観光課長 私の判断ですけれども、公益上特に必要があると場合と考えております。それじゃあその他特別の理由とは何かと申されますと、そこは現状では想定をしていないと申しますか、この駐車場については基本有料で運営を行っていくということを想定してございます。まあ何らかの理由がありましたらこの条文に該当するようなことで、あれば減免していくということでございます。

林 委員 使用料の減免をうたった第 8 条に明確に定められているわけだから、立方事実としてちゃんとそういうことを想定して、この条例に明記されているのかなと思いましたけれども、今のお話を聞くと非常にあいまいというか、規定はあってもその具体的な行為については明確なお答えが無かったということが分かりました。というのは分かりますよ、この条例自体は有料ということを柱にして組み立てられているというか、そういうことなんですけど、すると今の説明でいくとこの 8 条の規定というのは、例えば長門市民が例えば新たな恩湯施設、恩等を利用する場合であっても駐車場の使用料は減免、免除の対象にならないというふうに理解すんですけれどもよろしいですか確認して。

藤永観光課長 それでよろしいと思います。ただ、指定管理者による運営を考えてございまして指定管理者が料金を 10 分の 15 の範囲内で決めるということができるという裁量は設けておりますので、そこはまた指定管理の選定にあたって提案があらうかと考えております。

林 委員 それでは課長の答弁をふまえて、指定管理者による管理を定めた第 16 条には駐車場の管理に関する業務の内、次に掲げる業務は地方自治法第 244 条の 2、第 3 項の規定により、指定するものに行わせることができるという規定が設けられております。それで、2 月 28 日の本会議における綾城議員の質疑に対して、現在整備中の駐車場は指定管理者制度により運営を考えているとの答弁がありましたけれども、長門市公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例の第 2 条にはですね、市長は指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは当該公の施設の指定管理者になろうとする法人、その他の団体を公募するものとするがありますけれども、まず指定管理者の公募とは行うのかちょっとこの点を確認したいと思います。

藤永観光課長 この駐車場の指定管理者については公募で行うことと予定をしております。

林 委員 条例の規定に基づいて公募をするんだと、いつ公募を行うんですか。予定なんですか。その公募を行う、公募にあたってはプロポーザル方式という

のは採用するのか、ちょっとこの点についても確認したいと思います。

小笠原観光施設係長 お答えいたします。公募の予定です。スケジュールをお話させていただきます。公募資料の配布をこの3月の26日から行います。申請の受付を4月の18日です。5月の中旬頃にですねプロポーザル方式の審査を行う予定をしております。

林 委員 それで、公募にあたっては、ちょっとここから大事なところなんですけれど、公募にあたってはいいですか、市内の事業者や団体等に限定した条件とはおつけになるんですか。要するに市外でもオッケーですと、県外の業者でもオッケーです。じゃなくて、市内に限定した条件というのは行政の方でつけられるのか、またですね現時点で指定管理の期間をどの程度、想定されているのかちょっとお尋ねいたします。

藤永観光課長 現在、指定管理者の募集要項を市長協議等しておりますけれどもこの中で市内に事業所を有し、休日夜間等において対応が必要な場合や災害時の避難所として開設必要が生じた場合等、緊急時に迅速な対応が取れる体制を有する団体であることということを明記し、市内の業者、あるいは法人等を意識した指定管理者の募集を行うことにしております。それから、指定管理の期間でございますけれども現状では1年と5カ月を予定をしております。平成31年の11月から平成33年の3月の1年5か月間を想定して指定管理者の公募をしたいと考えております。

林 委員 そしたら先程、課長がおっしゃったように利用料金を定めた第18条の2項にはですね、利用料金や別表第2に掲げる基準額に10分の15を乗じてえた額の範囲内において指定管理者が市長の承認を得て、定める額とするというふうにありますね、で、例えば自動車駐車場の場合ですね、市直営で行うとすると1時間に200円の基準額となりますね。これを指定管理にした場合は指定管理者の裁量で10分の15の範囲、すなわちですね300円の範囲内で利用料を増減できるという意味にとっておるんですけれども、この解釈で間違いないですか確認いたします。

藤永観光課長 間違いございません。

林委員 ではですね、それが市長がこれを認めたときとありますね、条例に。市長がこれを認めた時っていうのは、これはプロポーザルの時に指定管理者がですね、料金を300円以内という範囲で料金を示すんです、先程プロポーザルやるとおっしゃいましたね、その時に公募に応じた業者のほうで、料金案を提示していくのか、そして料金案を提示されて一度決まったら、指定管理期間中ってのは、さっきの答弁で1年半の指定管理期間中ってのはそれ変更できないということでもいいんですか。ちょっとこの辺、お尋ねいたします。

藤永観光課長 本会議時にも田村理事の方から答弁をいたしましたけれども、

この 300 円以内という考え方でございますが、決めたら 1 年半ずっとという考え方にはございませんで、例えば土日祝日、あるいはイベント開催日、お盆お正月といった繁忙期とそうでない時期の料金について幅を持たせたいというふうに考えてございまして、ですから閑散期については例えば、基本料金 200 円ですけど 100 円で運営すると、お客様が多く来られることが想定される日につきましては、基本料金 200 円ですけど 300 円にさせてもらうとか、そういった要は地域で稼ぐ仕組みというものを、地域の民間業者が考えていくというようなことで想定をしております、ですからその料金を変えたいという度に市長の方へ申請をするといったようなことを考えてございます。

林委員 これは、法理論上、10 分の 15 の範囲、乗じる範囲っていうと確かに 300 円以内で上限ができますよね、そのいろんなシチュエーションを想定してしかしゼロにはならないんだよね、これは 300 円以内だからゼロもあり得るかなと思っておりますいろいろ法律を調べてみたんだけど、ゼロにはないですよ。1 円はありうる、ひょっとしたら、10 円はありうる、ゼロではないんですよ、範囲内という法解釈ってのは、それでですね長門湯本温泉観光まちづくり推進会議では市長のほうから、いいですか公募をかけますよね、いまから手続条例に基づいて、公募にかける、しかも公募にかける条件は市内業者にどちらかという限定されている。市長は長門湯本観光まちづくり推進会議の場で指定管理者にはね、長門湯守株式会社が望ましいというふうに述べられておりますけれど、これは色々公募云々とありますけれども、これは行政内部の既定路線と考えてよろしいのでしょうか。

田村経済観光部理事 推進会議の場ではですね、長門湯守という名前が市長の口から出たのは、はい確かにございますけれども、我々としては長門湯守さんがですね、既定路線ということでは考えておりません。もちろんまちづくりをしていく中で恩湯をですね、営業していただく長門湯守というのはコアな事業者としてですね我々は非常に重要な事業者だと考えておりますし、彼らの成功がですね長門湯本温泉の活性化に対して非常に鍵になると考えておる重要な事業者だと考えております。で、一方ですね駐車場そのものは長門湯守さんが運営する恩湯だけのものじゃなくて、温泉街全体のものとなりますので例えば、まちづくり協議会とかですね、旅館組合とかですね、温泉街には様々な事業者がおりますのでそういった事業者の方々も含めて、まちの中でこういった方がこの駐車場を運営するのが最適化と考える必要があると考えておりますので、くりかえしになりますけれども既定路線とは考えておりません。

林委員 今のお話だと、いろんな公募だからね、どこが公募してくるかわからない、長門湯守さんが公募に応じない可能性もゼロではないですよ。ただ、まあ市長の想いというのは、できたらあそこもみたいな感覚はお持ちだとはそ

の発言のこれまでの一般質問等通じて何となく、私もそうなのかなと。私、最初ですね、なぜ、公募にかけるのかという質問をしたのかというとは実はそういった、色々な今までの経緯、プロセスを、議会の答弁であるとか、推進会議であるとか、いろんな言葉をつないでいくと、どうしても管理運営をする指定管理者っていうのは、ある特定の業者にならざるを得ないのではないかというふうに思ったわけですよ、実際。それで、この長門市の公の施設の指定管理者の手続き等に関する条例の第 2 条 2 項にはですね、市長は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の規定による公募によらず指定管理者の候補を選定することができる、この規定を発動していくものかと思っていたんですよ。で、これはどういうことかと、その 1 号にですね、その条例の 2 項 1 号にはですね、当該施設の性質目的等により公募することに適さないと認められるときという規定があるので、この規定を準用するのかと思っていたんですよ。だけど、今のやり取りでは公募にかけるんだと、今の田村理事のお話だとその長門湯守での既定路線ではないということだから、この条例の規定ってのはないというのは明らかになりましたね。それで、私ばかり言ってもうじき終わりますから。もう一点 11 月に整備完了、供用開始という駐車場、先程の予算委員会でもいろいろ、右折レーン云々の話もありましたよね。この駐車場そのものに係る維持管理経費というのはどの程度を見込んでいるんですか。そもそも、この駐車場の維持管理イコール指定管理イコールっていうふうになるのかなと、指定管理料という形で思うんですけども、その辺りのちょっと数字的なものっていうのは持ち合わせていらっしゃいますか。

小笠原観光施設係長 平成 31 年 11 月から平成 32 年 3 月までのまず、最初の 5 か月間ですけれども、それに関してはですね約 250 万円を支出の経費として見込んでおります。内訳はですね駐車場のゲートのリース料とその管理業務、その他光熱水費、それと人件費を月 10 万円、あとは不測の事態があった時の修繕料という形を見込んで、次の年の 2 年目なんですけれども、750 万円を見込んでおります。内容としては 1 年目でお話ししましたものにですね、植栽の管理費が入ってくるものと思われますので、それを見込んでおります。

林委員 それで、条例案の別表には利用料金の基準額が示されていますけれども、先程部長がね色々、料金の根拠というか、どういうふうに決めたのかという経緯というのはよくわかりましたけれど、具体的に利用料金の基準額というのは料金設定の実は根拠となるのは、別のところにあるわけですね、どういうことかということ、駐車場の利用者の想定数というのがあるんですよ、大体年間これくらい来るんじゃないかとかね、想定年間売上金額がどれくらいになるかとか、これから逆算してはじき出したのが基準額にならないとおかしいわけです。普通は、一般的に。その根拠というのをね、改めてお尋ねしたいんですけど

ども、料金設定の根拠、駐車場の利用者の想定数、それから想定年間売上金額。

田村経済観光部理事 それではお答えしますけれど、前提としてお話をさせていただきたいのが、これから公募を出して効率的な運営であって、経費に関しても支出に関しても、いかに効率的に運営ができるのか、収入に関してもいかにも収益を高めていけるのかということでの公募をしますので、我々の前提の数値をすべて公表してしますとそれが、また公募にも影響してくるかもしれませんので、あまり詳細に関してはお答えができない事、料金設定に関してなんですけれども、根拠となる細かいちょっと多少、伏せさせていただきますけれども、我々が想定していますのはですね、200 円という数字のまず一つの根拠となったところはですね、小笠原からも申しあげたとおり必要な経費というのが発生しております。駐車場の機器のゲートであったりとか、メンテナンスの経費という支出に関しては見込みが立ちやすいんですけれども、その先にお客様として、この温泉街にいらっしゃる方々としては恩湯を訪れる方々いらっしゃいます。あとその他、飲食等にくる方とかですね、そのほか既存のカフェができておりますので、カフェとかあとは散歩に来る方もいらっしゃるかもしれません、そういった方々の見込み等、あと元々、恩湯、礼湯を利用されていた地元の方々という方もいらっしゃいます。なので、これまでの恩湯の運営の実績とか地元の方々の割合等、市外から市内の中でも車とかいらっしゃるような方々という者の比率の中からですね、来客されるであろう、駐車場を利用されるであろう人数の算定を行っております。人数の算定の度合いとそれによって得られる収入もですね、平日と休日によって利用時間帯も変わるであろうという想定しております。また、さきほどバスの料金の 1,000 円と設定しておるということもありましたし、あと月極めの利用というものも収入を見込んでおりますので、月極めの利用ということで考えたところ、その収入のバランスとあとですね、その中でも多少の端数はでてくるんですけれども、あとはその駐車場の光永部長からもお話をさせていただきましたが、全国には駐車場の運営をやっている大手の事業者さんがいらっしゃいまして、その事業者にも運営の可能性を伺ったところ、この 200 円という数字は、この駐車場については妥当な料金ではないのかと、ただ事業者さんのほうもですね、なかなか長門市内有料の駐車場が多くないという状況は、良くご理解をいただいております駐車場料金を設定する際には、周辺相場というものが大変重要になるというお話もありましたけれども、その中でも観光地としての魅力と、我々が試算して、集客の規模数というものの想定すると、200 円程度というものが妥当な金額でないのかと、ヒアリングをですね 1 社のみならず 2 社からですね、この数字を頂けたということは我々にとってはこの数字というものがある程度観光地として、設定する金額が妥当なものではないかなと考えております。

重村委員 私は長くないですから、短くいきます。あの今、縷々質疑、答弁を頂いて、こう見えてきましたけど、指定管理者がですね例えば 10 分の 10 をこの、基本となる料金そのままでいいですよと、運営しましょうということになるとですね、考えてみてほしいのは、例えば夕方、湯本温泉に泊まれるお客さんがあそこの駐車場を利用しました。6 時に停めて、チェックインして翌朝 8 時にチェックアウトされまして、まあ 14 時間、駐機をしたということになると、今の減免措置とか云々とか考えると旅館でお金を落としてくれたから、減免しましょうというのは考えられないですね、今の議論を聞くとそうするとお客さんが払うか、ひょっとしたらホテルがいや、泊まって頂いたんですから、うちが持ちましょうと、その駐車場料金をね、こんなことが想定できるかなと、そうしたら 14 時間でね、200 円かける 2,800 円の駐車場代金を払うと、だから僕はいろんな駐車場が長門市内にあるのも、参考にされたかもしれないけど、例えば元乃隅とかいうのはね、まあ 24 時間停めるようなことはないわけですよ。まあ、せめて 2 時間、3 時間だから、料金設定は高くても 600 円ぐらいしかたないかということで、観光客は落として帰られるかもしれないけど、私はそういうのを想定した時に、湯本温泉で、あそこの駐車場に停めたらホテルで会計済まして出ようと思ったら、トイレもない駐車場で 2,400 円とられたというようなことが起きるわけですよ。それでよくあるのは、特に長時間停めるような駐車場っていうのは、例えば 5 時間過ぎたら、1 日の上限はいくらですよとかね、そういう駐車場っていうのはたくさんあるわけですよ。そして 1 泊じゃない、2 泊される方もいらっしゃるかもしれない。そんなその間、自家用車使わずに、本当に市内の歩いたりとか、バスを利用したりとか、タクシーを利用したりとかいうことで、だからここらあたりの条例にそこまで細かいところをね明記するのかどうかというのは、10 分の 15 以内でというところで逃げるかもしれないけれど、そこら辺の見解をお尋ねしていいですか。泊まって 2,400 円、3 千円近いお金を払わない事態が起きるとそれ、本当にたぶん、ぼくびっくりするんじゃないかとおもうんだけど。

小林観光課長補佐 この条文のですね 1 時間につき、一緒なんですけれど要は 10 分の 15、1 時間あたり 300 円、200 円っていうことができると規定の中で、今度指定管理については、1 時間で例えば 200 円、2 時間停められたら最高でも 300 円ですよ、という規定もできるということになっています。ですから元乃隅につきましても、1 時間当たり 300 円ですけれども、最高金額 500 円ということで設定しておりまして、3 時間おられた場合でも 500 円という形でそもそも運用できるような、表で 1 時間につきいくらっていうような、明記であるとは指定管理者の方で、例えば 2 時間であれば 200 円ですけれども、300 円でも良いですよということの中での範囲ということになります。

重村委員 その点は、それじゃよくわかりました。それじゃバスについても、そういう規定、例えば 12 時間停めて 12,000 円に跳ね上がっちゃうということはなくて、その指定管理者がその裁量の中でプロポーザルをされるときに、ひょっとしたらそこらあたりの提案まで含めて、あるかもしれないけれど、まあそういうことは、この中には書いてないけれどできるということですね。はい

中平委員 この乗用車の中で、月極めで停められるという解釈でよろしいんですか。これ、何台ぐらいを予定されているんですか。

小笠原観光施設係長 想定ではですね。5 台を想定しております。今ですね、月極めを、なかなか想定は難しいんですけども、料金設定等もですね、月 6,000 円にしておりますけれども、湯本地区のですね、その他の駐車場はほぼ 3,000 円ぐらいの金額で設定しておりますので、そこで使われる方につきましてはよほど、利用の必要がある方と形で考えておりますので、今は 5 台というふうな想定をしております。

林委員 それでですね、利用料金を、条例制定議案を今審査しているわけだから、当然、条例の規定に沿って疑義を呈しているわけです。それは理解してくださいね。利用料金を定めた第 18 条の 1 項にはですね、指定管理者による管理にあたっては、第 7 条の規定に関わらず駐車場の使用に係る料金は指定管理者にその収入として、収受させるものとする、うたわれております。ということは、そこでね、また先程からずっと指定管理のお話も出ていますけれども、この指定管理になろうとするものは、この駐車場の管理については、まあ他のもあるかもしれませんが、独立採算で管理運営を行っていくというふうに理解してよろしいんでしょうか。この点についてお尋ねいたします。

藤永観光課長 当然そうなります。

林委員 先程、紹介しました。2 月 28 日の本会議の綾城議員の質疑に対して、いいですか。推進会議において 1 部に「無料にして状況を見たらどうかのご意見もございましたが、推進会議全体としては有料化の方向で確認をされたところですよ。」との答弁がありましたね。本会議で。無料にして状況を見たらどうかの意見というのは、具体的にどういう内容だったのかお尋ねいたします。そしてね、有料化の方針で確認されました。というふうに言っていますけれども、これどういうふうに確認をされているんですか。推進会議で。その点、重ねてお尋ねいたします。

田村経済観光部理事 推進会議におきましては委員の一人であります、星野リゾートの委員の方からですね、星野リゾートとして運営をされている駐車場の運営の実績の中から、例えばですね星野リゾートさんが運営されている駐車場の、軽井沢の例を出していたんですけど、軽井沢の場合にはですね、飲食店であるとか様々な物販施設が星野リゾートの敷地内にございます。そこに関す

る駐車場の運営の中で、物販施設であったりとか、様々な施設へ収入を高めていくといった、観点から駐車場をですね、無料にしている期間があるとかですね、それはシーズンによったりもするんですけれども、そういったその時期に合わせては無料にしたりとか、それによって地域全体というか、エリア全体としての収益を高めていくという方向性もあるのではないかという議論の中で、無料にして様子を見るということもあるのではないかというご意見をございました。で、推進会議の中ではですねそういったご意見も踏まえながら、議論もさせて頂いて、事務局としてですね、駐車場の運営というものを、どういうふうにしていくのかというのを資料として提案をして、議題としておまして、その中で最終的に委員長である市長がですね、皆さんどうかというような確認を取って上で、全体としての方針というものを決定しているところでございます。

林委員 まあ、その推進会議での発言っていうのは、ひとつの真理を含んでいるんじゃないかなと思いますけどね。あなたが検討したとおっしゃるけど、最終的に出てきた条例がこれだったら、検討の形跡は全くないじゃないですか。申し訳ないけれど、それでね、湯本の地域というのはエリアをみると、駐車場から下に降りていきますね、新たな恩湯と物販施設等とかできますよね。雁木広場とか、であそこの一帯というのはさっきの軽井沢と一緒になんですよ。だから、星野さんはそのイメージして言ったんだと思う。だからその選択肢として無料という選択肢もありうるだろうと言うことを私は理解したんですよ。その発言を聞いてですね。で、これはいま湯本、いま札湯もね 3 月いっぱい廃止ということで、本当に昨年からは湯本で長らく商売をされている方が廃業、店をやめられたりとかですね、いろんなドラスティックな環境が変わるから、それに本当についていけない人たち、生業されている方がいるわけですよ。そういうのを、どう思っているのかなと事業を進めるのはいいけれども、市井に暮らす人たちの事考えたことがあるのかなと、それで、駐車場がね、有料になることによって、新たな恩湯であるとか、周辺の店舗などもね利用者数にも少なからず影響が出るんじゃないかっていうふうに思っていますけれども、この点について見解をお尋ねして質疑を終わらせて頂きます。

田村経済観光部理事 駐車場を有料にするという方針で、私たちは検討をすすめさせて頂いて、このような条例を出させて頂きました。で、駐車場の料金が有料になるということによって、地元の事業者の方々に多少なりとも影響が出るということは、可能性としては考えております。で、林委員がおっしゃったとおりですね、この湯本の地区、開発を進めていく中で残念ながら事業をやめられてしまった事業者の方も、いらっしゃることは私も承知しておりますし、湯本の温泉街の中で、私もまちを日々歩いておりますので、その中で様々な

事業者の方々であるとか、住民の方々と意見交換とか、話もさせて頂いております。その中で中々、今のこのタイミング、商売苦しいなというようなお声も頂いておるところは私も重々、理解をしておりますし、そのような中でもしっかりと一緒にやっ払いこうということは声をかけさせて頂いておりますし、様々な外の方であったり、住民の方々も理解をしていただきつつあるのかなと思っております。で、駐車場を有料にするということでの影響も一つではありますがけれども、その駐車場が有料化された後には様々な更にこれまでよりも、魅力が増してですね、観光客がより来て頂けるような、空間というものが出来上がりますので、その中で、全体として魅力の向上を高めていって、その中で、いかに収益を上げていくのかということですね、市として公共空間を整備するだけではなくて、そこで暮らす方々であるとかですね、商売されている方々の今後のビジネスの方向性であるとか、暮らしやすさといったところも含めて様々な議論をさせて頂きながら、これからはですね、ハードの整備が出来るからといって、それで決まりというだけではなくて、ソフト面に関してもしっかりとサポートしながら、全体として収益が上がって、まちが活性化されるように取り組んでまいりたいと考えております。

南野委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。

林 委員 それでは、ただいま議題となっております議案第 17 号「長門市長門湯本温泉駐車場条例」について反対の立場で討論に参加いたします。長門湯本温泉観光まちづくり計画では、全国人気温泉地トップ 10 入りを目指しており、持続可能な温泉街であり続けるための重要な要素となる「公民連携でのまちづくり」という考え方のもと、現在、ハード・ソフトの両面から事業が進められております。その象徴的な取り組みとして、長門湯守株式会社と恩湯等、施設整備運営事業にかかる事業用定期借地権、設定契約の締結が交わされております。その流れのなかで、今回提出された議案第 17 号「長門市長門湯本温泉駐車場条例」において、駐車場整備後の維持・管理等についても、公民連携という観点から、指定管理者制度の導入が予定され、有料による民間の運営方針が示されております。長門湯本温泉まちづくり推進会議において、委員である星野リゾート代表の代理出席者から「基本的な考え方は、駐車場は、できる限り観光に来る人を妨げずに、お店やお風呂でお金を落としていただくことが全体サイクルとして重要」と述べ、「料金設定の方法について、一旦課金せずに、利用客数の状況を見ながら料金設定する方法もある」という意見も出されております。さらに「今回の事業の目的として、歩ける温泉街を作ろうということで事業を進めているのではないか。まずは、湯本温泉の環境を良くし、出店してもらいやすい環境づくりに専念するべきではないか」とした上で、現在、湯本温

泉に出店を計画している事業者のなかで「今の湯本温泉の現状を見た時に、出店して本当に大丈夫か、という声もある」とも述べております。これらは、実際に湯本温泉に投資を行っている事業者の声であり、現状に即した意見であるとも言えますが、計画の目指すところや、今の湯本温泉の現状を考慮すれば、直ちに有料による指定管理者への移行と結論づけてしまうことに不安が残るものであります。また、湯本温泉観光まちづくり計画を策定するに当たり、恩湯及び礼湯の入浴者数の推移等が示されておりますが、これによると平成 27 年度の入浴客数は約 17 万人となっており、地元及び観光客の比率は 6 対 4 となっております。そして、長門湯守株式会社が新たに整備する恩湯の利用者数は、年間 10 万人を見込み、地元及び観光客の比率は、平日 6 対 4、土日が 5 対 5 となっております。このことから、政策的には地元や観光客への対応を考える必要があると思っております。私は今年の 6 月定例会の一般質問の中で、次のように指摘しております。会議録まま紹介します。「湯本温泉の特徴を最大限に生かしながら、利用者の満足度を上げるための創意工夫を凝らしたサービスの提供によって、歴史ある恩湯を魅力ある外湯に転換していくということは、湯本温泉の観光まちづくりにとって大変重要な要素だと認識しております。しかし、地元のみならず、市民にとっては、入浴料は上がる、市所有の駐車場も有料となれば、市民にとって新たな恩湯、利用しづらい状況になることも考えられます。外湯を通じて観光客が地域コミュニティに触れるというのも、魅力ある温泉地の一つの要素と言えますけれども、当面、唯一の外湯となる恩湯等を利用する市民に対しては、無料駐車サービス券の活用など、負担軽減の方策を考えていく必要があるのではないかというふうに思いますけれども、市長の見解をお尋ね致します」と述べ、市長の見解をただしております。市長は「今おっしゃいますように、有料駐車場へという考え方を持っているところでございます。それでまた、金額等については、まだ詰めもしているわけではございませんけれども、そういった中にありまして、おっしゃいますように、入湯料は近所の人はまた別と致しましても、市内の人も 600 円かかるという、そして駐車場は仮に 1 時間が幾らかということになりますと、その分がかかる。ほかの、例えば三隅や日置にある温泉等については、駐車料金は皆ただといったこともあるわけですから、発券機等がどういった工夫ができるのかということも含めて、地元にどういった還元ができていくのかという点については、今お話がありましたことを踏まえて検討していきたいと思っております」と答弁しております。今回の条例案には使用料を定めた第 7 条 1 項に「市は、有料施設の使用につき、有料施設を使用する者から別表第 2 に掲げる基準額に相当する額の使用料を徴収する」とうたわれておりますが、政策的な視点から、この条文に続いて「但し書き」を追加し、期間を定めて使用料を徴収しない旨を規定すること

は法理論上、十分可能であります。こうすれば、先ほど紹介した星野リゾートの意見とも合致し、さらには地元利用者への対応を検討すると約束した市長答弁とも矛盾しないと思います。このことから、湯本温泉観光まちづくり計画に沿った事業が完了し、温泉街の全体像や地元利用を含む観光客の動向等が明らかとなり、まちづくりの担い手の準備が整うまでは、駐車場の管理・運営については、一定期間、課金しないことを強く求め、議案第 17 号に対する反対意見とします。終わりに、今回の条例案は、第 7 条 1 項の規定が体系的に貫かれています。先般、本委員会の学習会において、附帯決議案の事前協議を行なっておりますが、この中で附帯決議案にあった「当面は課金せず」の文言は削除すべきとの意見が出された経緯があります。こうした状況もあり、駐車場の使用料のあり方については、委員会としての合意形成が困難と判断し、附帯決議案の提出を見送るとともに、仮に、第 7 条 1 項に但し書きを追加した条例修正案を提出しても可決される公算が見込めないため、条例原案に反対の立場を表明するに至ったことを申し添えて発言を終わります。

南野委員長 ほかにご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 17 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 17 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。本日の審査は、この程度にとどめ、この続きは、12 日、予算決算常任委員会文教産業分科会終了後から審査を行います。本日は、これで延会します。どなたもご苦労様でした。

— 閉会 16 : 00 —